

証券コード9692
2022年3月31日

株 主 各 位

神奈川県座間市東原五丁目1番11号
株式会社 シーイーシー
取締役社長 大石 仁 史

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、後記「議決権行使についてのご案内」（3ページから4ページ）をご高覧のうえ、書面または電磁的方法（インターネット等）によって事前に議決権を行使いただき、ご来場をお控えいただくこともご検討をお願いいたします。

事前に議決権行使をいただける場合は、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年4月21日（木曜日）午後5時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年4月22日（金曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県座間市東原五丁目1番11号
当社本店（さがみ野システムラボラトリ）A館6階会議室

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第54期（2021年2月1日から2022年1月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査
役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第54期（2021年2月1日から2022年1月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件
第6号議案 監査等委員でない取締役の報酬等の額設定の件
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
第8号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する
株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を発行する件

以 上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、当日の受付開始は午前9時を予定しております。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.cec-ltd.co.jp>) に掲載させていただきます。
 - ◎当社は、法令および定款第15条の規定に基づき、提供すべき書類のうち、事業報告の「主要な借入先」「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人に関する事項」「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.cec-ltd.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、これらの事項は、会計監査人または監査役が会計監査報告または監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類に含まれております。

<ご来場される株主様へのお願い>

- ◎株主総会開催日時点での新型コロナウイルスの流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- ◎マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ◎会場入場前に、検温を実施させていただきます。発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ◎出席役員および運営スタッフは、マスク等を着用し、対応させていただきますので、あらかじめご了承ください。
- ◎会場内においては、アルコール消毒液の設置、座席間隔の確保等、感染予防措置を講じる予定ですので、あらかじめご了承ください。
- ◎今後の状況により株主総会の運営に変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.cec-ltd.co.jp>) に掲載させていただきます。

※本年は、株主総会ご出席の株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

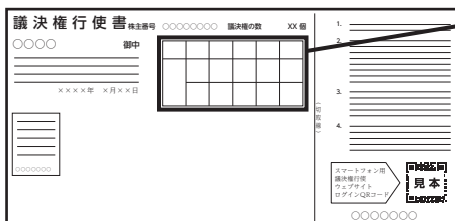


議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してください
ますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <hr/> <p>2022年4月22日（金曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2022年4月21日（木曜日） 午後5時45分到着分まで</p>	 <p>インターネット等で議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2022年4月21日（木曜日） 午後5時45分入力完了分まで ウェブサイトのメンテナンス作業のための 取扱い休止期間 2022年4月2日（土）午前2時～午後6時30分</p>
---	--	---

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・6・7・8号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3・4・5号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

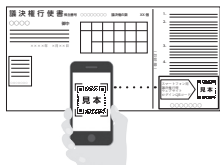
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

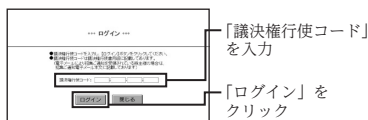
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

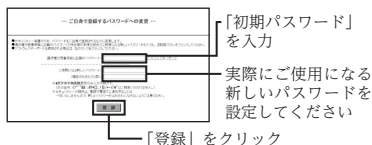
- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9：00～午後9：00）

ウェブサイトのメンテナンス作業のため2022年4月2日（土曜日）午前2時～午後6時30分まで取扱いを休止しております。

なお、機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要課題の一つと認識しており、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、業績、財務状況および将来の事業展開などを総合的に勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

期末配当金に関する事項

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金 20円 総額 699,864,800円 これにより、既にお支払いしております中間配当金（1株につき20円）を加えた年間配当金は、1株につき金40円となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	2022年4月25日

第2号議案 定款一部変更の件

(1)提案の理由

①当社は、取締役会の監督機能強化と業務執行の意思決定の迅速化をすることで、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図る観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等所要の変更を行うものであります。

②社外取締役のほか、業務執行を行わない取締役につきましても責任限定契約の締結を可能とすることにより、その期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第30条の変更を行うものであります。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。

③「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることから、株主総会資料の電子提供制度の導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

ア. 定款変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

イ. 定款変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面につき、その記載事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

ウ. 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。

エ. 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

④なお、本議案における定款変更のうち、上記③の株主総会資料の電子提供制度の導入に伴う定款変更については、効力発生日等に関する附則の定めに基づき効力が発生するものとし、それ以外の定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものとしたします。

(2)変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略) (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役の外、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。</p> <p>第12条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行通り) (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役の外、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行通り)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 (現行通り)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等は、法令または<u>この</u>定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。</p> <p>第12条 (現行通り)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="190 144 503 203">第3章 株主総会 第13条～第14条 (条文省略)</p> <p data-bbox="190 244 589 301"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p data-bbox="190 309 589 623">第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="205 697 268 721">(新設)</p> <p data-bbox="205 862 268 886">(新設)</p>	<p data-bbox="614 144 928 203">第3章 株主総会 第13条～第14条 (現行通り)</p> <p data-bbox="627 309 689 333">(削除)</p> <p data-bbox="623 663 816 687"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="614 697 1012 847">第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p data-bbox="667 862 1012 1079">2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合の外、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項の定めによるべき株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>第17条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は<u>20名以内とする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または<u>この定款</u>に別段の定めある場合の外、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項の定めによるべき株主総会の決議は、<u>この定款</u>に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>第17条～第18条 (現行通り)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の監査等委員でない取締役は<u>15名以内とする。</u></p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 <u>監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議をもって、<u>役付取締役の中から</u>代表取締役若干名を選定するものとする。</p> <p>2. 取締役会は、その決議をもって、<u>取締役中より</u>、取締役社長1名を選定する外、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、<u>常務取締役及び取締役相談役</u>各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議をもって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役を選定するものとする。</p> <p>2. 取締役会は、その決議をもって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>、取締役社長1名を選定する外、取締役会長、取締役副社長、専務取締役<u>及び</u>常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>第23条 (条文省略)</p>	<p>第23条 (現行通り)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集手続き)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集手続き)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発するものとする。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(取締役会の決議)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>(取締役会の決議)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることのできる</u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当会社の取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当会社の<u>取締役会の決議事項について、議決に加わることのできる</u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会規則)</p> <p>第27条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会規則)</p> <p>第27条 (現行通り)</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって定める。</p>

現行定款	変更案
<p>第29条 (条文省略)</p> <p>(社外取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>第5章 監査役及び監査役会</u> (監査役の員数)</p> <p>第31条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第32条 当社の監査役の選任については、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第29条 (現行通り)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第31条 当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、<u>取締役会の決議によって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(補欠監査役の選任)</p> <p>第33条 当社は、法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者を予め選任することができる。</p> <p>2. 補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>3. 第1項の定めによる予選の効力は、当該選任のあった株主総会后最初に開催される定時株主総会開催の時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>3. 前条第1項に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(常勤監査役)</u> 第35条 <u>監査役会は、その決議により常勤監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集手続き)</u> 第36条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議)</u> 第37条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合の外、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規則)</u> 第38条 <u>監査役会に関する事項については、法令及びこの定款に定めのある場合の外、監査役会の定める「監査役会規則」による。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u> 第39条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u> 第40条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(社外監査役の責任免除)</p> <p>第41条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会 (常勤の監査等委員)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第32条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集手続き)</p> <p>第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の決議)</p> <p>第34条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合の外、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人 (会計監査人の選任)</p> <p>第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>	<p>(監査等委員会規則)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会に関する事項については、法令及びこの定款に定めのある場合の外、監査等委員会の定める「監査等委員会規則」による。</u></p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第36条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</u></p> <p>第6章 会計監査人 (会計監査人の選任)</p> <p>第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第44条 当会社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までとする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第45条 当会社は株主総会の決議によって、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という）を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第46条 当会社は取締役会の決議により、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という）をすることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第39条 当会社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までとする。</p> <p>(期末配当金等)</p> <p>第40条 当会社は株主総会の決議によって、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という）を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第41条 当会社は取締役会の決議により、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という）をすることができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第47条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない場合は、当社は、その支払の義務から免れるものとする。</p> <p>2. 未払の期末配当金及び中間配当金には、利息を付さない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第42条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない場合は、当社は、その支払の義務から免れるものとする。</p> <p>2. 未払の期末配当金及び中間配当金には、利息を付さない。</p> <p>(附則)</p> <p>第1条 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3. 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（9名）は、当該移行にかかる定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）8名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

【参考】取締役候補者一覧

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	候補者属性	取締役会出席状況
1	再任 おお いし ひと し 大 石 仁 史	代表取締役社長		15回/16回
2	再任 たて いし ひろし 立 石 博	常務取締役		16回/16回
3	再任 かわ の としろう 河 野 十四郎	常務取締役		15回/16回
4	再任 たま の まさ と 玉 野 正 人	取締役		16回/16回
5	再任 ふじ わら まなぶ 藤 原 学	取締役		16回/16回
6	再任 ひめ の たかし 姫 野 貴	取締役		16回/16回
7	再任 なか やま しん 中 山 眞	社外取締役	社外 独立	16回/16回
8	再任 おお つか まさ ひこ 大 塚 政 彦	社外取締役	社外 独立	16回/16回

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	おお いし ひと し 大石仁史 (1957年 5月23日生) 再任	1984年4月 大京観光(株)(現(株)大京)入社 1985年9月 当社入社 2012年4月 同執行役員 2013年4月 同取締役 2017年2月 同執行役員兼コーポレートサポート本部長 2017年4月 同取締役兼執行役員兼コーポレートサポート本部長 2020年2月 同代表取締役社長(現任) (取締役候補者とした理由) 大石仁史氏は、2020年2月に代表取締役に就任し、コンプライアンス体制の強化と成長戦略の推進に努めております。同氏は、当社グループのさらなる成長と企業価値向上を実現するために重要な存在であり、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	20,200株
2	たて いし ひろし 立石博 (1962年 1月18日生) 再任	1984年4月 当社入社 2005年2月 同西日本事業本部制御システム部長 2010年2月 同第一システム事業本部第一システム開発事業部長 2011年2月 同執行役員 2013年2月 同ソリューションサービス事業部長 2015年4月 同取締役兼執行役員兼スマートファクトリー事業部長 2017年6月 同常務取締役兼常務執行役員兼インダストリーオートメーションビジネスグループ西日本サービス事業部長 2019年2月 同常務取締役兼常務執行役員(株)シーイーシーカスタマサービス代表取締役社長(現任) 2021年2月 2022年2月 当社常務取締役兼常務執行役員兼デジタルインダストリー事業本部長(現任) [重要な兼職の状況] (株)シーイーシーカスタマサービス代表取締役社長 (取締役候補者とした理由) 立石博氏は、主に当社のシステム開発部門等に関する幅広い経験、見識があることに加え、当社グループ子会社の代表取締役社長を兼務しており、的確かつ迅速な意思決定が期待できることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	7,400株

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	かわのとしろう 河野 十四郎 (1961年 11月14日生) 再任	1982年4月 当社入社 2003年2月 同九州第一システム部長 2010年2月 同プロフェッショナルサービス事業本部プラットフォームサービス事業部長 2011年2月 同執行役員 2014年4月 同取締役兼執行役員兼クラウドサービス事業部長 2017年6月 同常務取締役兼常務執行役員兼プラットフォームインテグレーションビジネスグループ事業統括部長 2018年2月 同常務取締役兼常務執行役員 2018年4月 大分シーイーシー(株)代表取締役社長(現任) 2020年2月 当社取締役兼執行役員 2021年2月 同常務取締役兼常務執行役員 2021年2月 希意禧(上海) 情報システム有限公司 董事長兼総経理(現任) 2022年2月 当社常務取締役兼常務執行役員兼サービスインテグレーション事業本部長(現任) [重要な兼職の状況] 大分シーイーシー(株)代表取締役社長 希意禧(上海) 情報システム有限公司 董事長兼総経理 (取締役候補者とした理由) 河野十四郎氏は、主に当社のシステム開発・構築部門等に関する幅広い経験、見識があることに加え、当社グループ子会社の代表取締役社長を兼務しており、的確かつ迅速な意思決定が期待できることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	12,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	たまのまさと 玉野正人 (1960年 1月21日生) 再任	<p>1982年 4月 トヨタ自動車工業(株) (現トヨタ自動車(株)) 入社</p> <p>2006年 7月 同コーポレートIT部 生産物流システム室長</p> <p>2007年 1月 同トヨタコミュニケーションシステム (現トヨタシステムズ) 出向</p> <p>2011年 4月 (公財)自動車リサイクル促進 センター出向</p> <p>2015年 4月 当社出向 同取締役兼執行役員</p> <p>2018年 4月 当社転籍</p> <p>2022年 2月 同取締役兼執行役員兼エリア 統括事業本部長 (現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 玉野正人氏は、主に組立製造業の分野におけるシステム開発部門等に関する幅広い経験、見識があり、的確かつ迅速な意思決定が期待できることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>	4,900株
5	ふじわらまなぶ 藤原学 (1963年 10月27日生) 再任	<p>1986年 4月 当社入社</p> <p>2007年 2月 同制御システム本部営業 部長</p> <p>2014年 4月 同監査役</p> <p>2015年 4月 同取締役兼執行役員兼コー ポレートサポート本部長</p> <p>2018年 2月 同取締役兼執行役員兼デジ タルインダストリービジネ スグループデジタルエンジ ニアリング事業部長</p> <p>2020年 2月 同取締役兼執行役員兼管 理本部長 (現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 藤原学氏は、主に当社の営業・システム開発部門、人事・総務・経理部門等に関する幅広い経験、見識があり、的確かつ迅速な意思決定が期待できることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>	6,900株

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	ひめの 姫野 貴 (1967年 5月2日生) 再任	1992年4月 当社入社 2011年2月 同プラットフォームサービス事業部第一サービス部長 2013年2月 同プラットフォームサービス事業部長 2014年2月 同執行役員 2020年2月 同プラットフォームアーキテクトビジネスグループセキュリティサービス事業部長 2020年4月 同取締役兼執行役員兼プラットフォームアーキテクトビジネスグループセキュリティサービス事業部長 (株)コムスタッフ代表取締役社長(現任) 2022年2月 当社取締役兼執行役員兼プラットフォームアーキテクト事業本部長(現任) [重要な兼職の状況] (株)コムスタッフ代表取締役社長 (取締役候補者とした理由) 姫野貴氏は、主に当社のシステム構築部門、データセンター・セキュリティサービス部門等に関する幅広い経験、見識があることに加え、当社グループ子会社の代表取締役社長を兼務しており、的確かつ迅速な意思決定が期待できることから引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	5,300株
7	なかやま 中山 眞 (1939年 11月19日生) 再任 社外 独立	1962年3月 (株)安川電機製作所(現安川電機)入社 1988年6月 同取締役 1995年6月 同常務取締役 1998年6月 同専務取締役 2000年3月 同代表取締役社長 2004年3月 同代表取締役会長 2010年3月 同取締役 2010年6月 同特別顧問 2011年4月 当社社外監査役 2015年4月 同社外取締役(現任) (社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 中山眞氏は、大手電機メーカーの役員経験者であり、その役員在任中に培ってきた見識と経験により、社外取締役として、幅広い経営的視点からの助言および業務執行の監督機能を期待し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
8	おお つか まさ ひこ 大塚政彦 (1953年 7月16日生) 再任 社外 独立	1978年4月 日産自動車(株)入社 2002年4月 同原価低減推進室長 2005年4月 ジャトコ(株)VP 2007年4月 オートモーティブエナジーサ プライ(株)(現(株)エンビジョンAESC ジャパン) 代表取締役社長 2010年10月 同顧問 2013年6月 日産車体(株)社外監査役 2013年6月 日産工機(株)社外監査役 2018年4月 当社社外取締役(現任)	一株
(注) 1. 当社は、立石博氏が代表取締役社長を務める(株)シーイーシーカスタマサービス、河野十四郎氏が代表取締役社長を務める大分シーイーシー(株)、董事長兼総経理を務める希意禮(上海) 信息系统有限公司、姫野貴氏が代表取締役社長を務める(株)コムスタッフとの間で、ソフトウェア開発等の取引があります。 2. 上記以外の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。 3. 中山眞氏および大塚政彦氏は、社外取締役候補者であります。 4. 当社は、中山眞氏および大塚政彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。 5. 中山眞氏は、当社の社外取締役および監査役に就任してから本総会終結の時をもって11年となります。このうち、社外取締役の就任期間は7年(2015年4月16日就任)、監査役の就任期間は4年(2011年4月15日就任)となります。 6. 大塚政彦氏は、当社の社外取締役に就任してから本総会終結の時をもって4年(2018年4月18日就任)となります。 7. 当社は、中山眞氏および大塚政彦氏との間で会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。中山眞氏および大塚政彦氏の再任が承認された場合、両氏との当該契約を継続する予定であります。 8. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなる会社役員としての業務行為に起因して損害賠償請求がされた場合の損害につき、5億円を限度として填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。			

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

【参考】 監査等委員である取締役候補者一覧

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	候補者属性	取締役会出席状況	監査役会出席状況
1	新任 よしだ ひろし 吉田 浩	—		—	—
2	新任 なかたに えいいちろう 仲谷 栄一郎	社外監査役	社外 独立	16回/16回	13回/13回
3	新任 たにくち かつのり 谷口 勝則	社外監査役	社外 独立	16回/16回	13回/13回

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	よし だ ひろし 吉 田 浩 (1963年 4月24日生) 新任	1986年 4月 山崎製パン(株)入社 1992年 1月 当社入社 2013年 2月 同監査部部长 2014年 4月 同総務部部长 2017年 2月 同監査部部长 (現任) (監査等委員である取締役候補者とした理由) 吉田浩氏は、当社の内部監査の経験を有していることから適任であると判断し、監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。	19,000株
2	なか たに えいいちろう 仲 谷 栄一郎 (1959年 1月21日生) 新任 社外 独立	1984年 4月 弁護士登録 (第一東京弁護士会) 1991年10月 英国Allen&Overy法律事務所勤務 2002年 1月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業パートナー (現任) 2007年 4月 早稲田大学法学部非常勤講師 2015年 4月 当社社外監査役 (現任) 2016年 4月 法務省 日本法令外国語訳推進会議委員 (現任) [重要な兼職の状況] アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業パートナー (監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 仲谷栄一郎氏は、直接企業経営に関与された経験はございませんが、弁護士としての専門的知識、経験を有しており、かかる経験に基づく適切な監査・監督を期待して、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。	一株

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	たに ぐち かつ のり 谷 口 勝 則 (1958年 8月13日生) 新任 社外 独立	1981年 4月 等松青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入所 1988年 4月 公認会計士登録 1993年 4月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ) シニアマネジャー 1999年 4月 デロイト トーマツ コンサルティング(株)(現アビームコンサルティング(株))プリンシパル 2002年 9月 (株)日本総合研究所主任研究員 2006年12月 IBMビジネスコンサルティングサービス(株)(現日本アイ・ピー・エム(株))アソシエイトパートナー 2007年 4月 日本橋学館大学 (現開智国際大学) 非常勤講師 2007年 6月 (株)エヌジェーケー (現(株)NTTデータNJK) 監査役 2012年 9月 公認会計士谷口勝則事務所所長 (現任) 2014年 4月 日本橋学館大学 (現開智国際大学) 専任准教授 2017年 4月 開智国際大学非常勤講師 2019年 4月 当社社外監査役 (現任) 2020年 6月 (株)ハピネット社外監査役 (現任) [重要な兼職の状況] 公認会計士谷口勝則事務所所長 (株)ハピネット社外監査役 (監査等委員である社外取締役候補者としての理由および期待される役割の概要) 谷口勝則氏は、直接企業経営に関与された経験はございませんが、公認会計士としての専門的知識、経験を有していること、またシステム開発企業での監査役の経験を有しており、かかる経験に基づく適切な監査・監督を期待して、監査等委員である社外取締役候補者として選任を願います。	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 仲谷栄一郎氏および谷口勝則氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、仲谷栄一郎氏および谷口勝則氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ておりますが、本総会において両氏の選任が承認され社外取締役として就任した場合、引き続き、両氏を独立役員として指定する予定であります。
4. 仲谷栄一郎氏は、現在当社の社外監査役であります。当社の社外監査役に就任してから本総会終結の時をもって7年（2015年4月16日就任）となります。
5. 谷口勝則氏は、現在当社の社外監査役であります。当社の社外監査役に就任してから本総会終結の時をもって3年（2019年4月17日就任）となります。
6. 当社は、仲谷栄一郎氏および谷口勝則氏との間で会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。両氏が監査等委員である取締役役に選任された場合、両氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなる会社役員としての業務行為に起因して損害賠償請求がされた場合の損害につき、5億円を限度として填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

【参考】本招集通知記載の候補者を第3号議案および第4号議案を原案どおりにご選任いただいた場合のスキル・マトリックスは、以下のとおりとなります。

氏名	経営	法務/ コンプライ アンス	人事/ 労務	財務/ 会計	セールス/ マーケティ ング	研究開発
大石仁史	○		○	○		
立石博					○	○
河野十四郎					○	○
玉野正人					○	○
藤原学		○	○	○		
姫野貴					○	○
中山眞 (社外)	○					
大塚政彦 (社外)	○					
吉田浩 (監査等委員)		○				
仲谷栄一郎 (監査等委員・社外)		○		○		
谷口勝則 (監査等委員・社外)		○		○		

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

第4号議案が承認されることを条件とした補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであり、松本一晃氏は監査等委員である取締役吉田浩氏の補欠としての候補者、原悦子氏は監査等委員である取締役仲谷栄一郎氏および谷口勝則氏の補欠としての候補者であります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	まつもと かず あき 松本一晃 (1962年 3月29日生) 新任	1985年4月 (株)システムコンサルタント長崎(現(株)システムコンサルタント)入社 1989年7月 当社入社 2012年8月 同第三開発サービス事業部事業部長 2013年2月 同執行役員兼西日本サービス事業部事業部長 2017年11月 同執行役員 2018年2月 同事業推進本部本部長	1,000株
		(補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由) 松本一晃氏は、当社のシステム開発部門等に精通していることから適任であると判断し、補欠の監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	原悦子 (1974年 10月18日生) 新任 社外 独立	2001年10月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 2001年10月 アンダーソン・毛利・友常 法律事務所入所 2006年9月 ベルギーAllen&Overy法律 事務所勤務 2007年4月 米国弁護士登録（ニューヨーク州） 2011年1月 アンダーソン・毛利・友常法 律事務所外国法共同事業パー トナー（現任） 2012年4月 法務省日本法令外国語訳推 進会議委員 2013年4月 一橋大学法科大学院非常勤 講師 2019年4月 東京大学大学院法学政治研 究科准教授 2020年3月 米国Columbia University School of Law東京大学交 流客員法学教授 (補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 原悦子氏は、直接企業経営に関与された経験はございませんが、弁護士としての専門的知識、経験を有しており、かかる経験に基づく適切な監査・監督を期待して、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 原悦子氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、原悦子氏が社外取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
 4. 原悦子氏が社外取締役に就任した場合、原悦子氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなる会社役員としての業務行為に起因して損害賠償請求がされた場合の損害につき、5億円を限度として填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第6号議案 監査等委員でない取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2021年4月21日開催の第53回定時株主総会において、年額700,000千円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員でない取締役の報酬額を定めることとし、報酬総額を年額700,000千円以内（うち社外取締役分は年額50,000千円以内）とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は参考書類36ページに記載のとおりに変更する予定であります。

当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は9名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る監査等委員でない取締役の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、8名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額50,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといいたします。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を発行する件

当社は、役員報酬制度見直しの一環として、役員退職慰労金制度を2012年4月18日開催の第44回定時株主総会終結の時をもって廃止いたしました。これに代わる制度として、当社の取締役に対する株式報酬型ストック・オプション制度を導入し、2021年4月21日開催の第53回定時株主総会にて本議案の概要につき、ご承認をいただいておりますが、監査等委員会設置会社に移行をすることおよび監査役への株式報酬型ストック・オプション制度を廃止することに伴い、以下のとおりご承認をお願いするものであります。

当社の監査等委員でない取締役の報酬等の額は、監査等委員会設置会社への移行に伴う第2号議案「定款一部変更の件」および第6号議案「監査等委員でない取締役の報酬等の額設定の件」のご承認が得られずと、監査等委員でない取締役の報酬等の合計額は年額700,000千円以内（うち社外取締役分は年額50,000千円以内）となります。

本議案においては、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、本議案において同じ。）に対する株式報酬型ストック・オプションのための報酬等の額を上記報酬額（社外取締役分を除く。）の枠内で年額70,000千円の範囲内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、第53回定時株主総会においてご承認をいただいた際と同様、新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正価額といたします。また、当社は新株予約権の割当てを受ける者に対し、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺いたします。したがって、ストック・オプションのための報酬等の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個あたりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

また、第3号議案が原案どおり承認可決された場合、本議案により新株予約権が付与される取締役の員数は6名となります。

発行する新株予約権の内容は、以下のとおりであります。

(1)新株予約権の数

各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限は、1,800個とする。

(2)新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数は100株とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

- (3)新株予約権と引換えに払い込む金額
新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正価値とする。ただし、当社は新株予約権の割当てを受ける者に対し、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。
- (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受ける株式1株あたりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- (5)新株予約権を行使することができる期間
割当日から割当日後30年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。
- (6)譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
- (7)新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権者は、上記(5)の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日にあたる場合には前営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
 - ② その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。
- (8)新株予約権の取得に関する事項
- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - ② その他の新株予約権の取得に関する事項は、取締役会決議により決定する。
- (9)その他の新株予約権の募集事項
その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。
- (10)新株予約権の付与を相当とする理由
ストック・オプションとして新株予約権を割り当てることで、当社取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、企業価値向上に対する経営責任を明確にするため、付与するものであります。
なお、第2号議案、第6号議案および本議案をご承認いただいた場合、以下の通り方針を変更する予定であります。

■監査等委員でない取締役個人別報酬決定方針

各取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下同じ。）の報酬の構成は、基本報酬（固定報酬）、株式報酬型ストック・オプションであり、業績連動報酬は採用していません。株式報酬型ストック・オプションについては、取締役の個人別の基本報酬額（月額）をその基準とし、基本報酬額及び株主総会で決議された限度額の範囲内において、決定しております。なお、基本報酬（固定報酬）は在任中に定期的に支払い、また、株式報酬型ストック・オプションは役員退職慰労金制度に代わる制度として採用しており、在任中にストック・オプションとして新株予約権を割り当て、退任後に当該新株予約権を行使することとしております。株式報酬型ストック・オプションの公正価値は、ブラック・ショールズ・モデルにより算定いたします。

各取締役個人の基本報酬額および株式報酬型ストック・オプションの付与数については、取締役会にて一任された代表取締役社長が、当社の業績および担当事業における成果等を総合的に勘案し、決定いたします。

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年2月1日から
2022年1月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度(2021年2月1日～2022年1月31日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進み、緩やかな景気回復を背景に投資再開の動きが広がるなか、足元では新たな変異株による感染拡大や半導体の供給不足、原材料価格の高騰など、先行きは不透明な状況が継続しています。

情報サービス産業においては、昨年からのテレワーク環境の整備・強化に向けた需要が一巡した一方、業績悪化を理由に抑制が続いていた企業のICT投資が再開され、特に事業の強化や変革を推進するDX(デジタルトランスフォーメーション)関連の需要が増加しております。

このような情勢下、当社グループは引き続き社員および顧客の安全確保を優先しつつ、リモート環境下での開発や営業活動の推進、オフィスにおけるソーシャルディスタンスの確保など、ウィズコロナ時代に対応した事業活動を進めてまいりました。

製造業顧客に特化したサービスを提供するデジタルインダストリー事業においては、顧客企業のICT投資に選択傾向が強まった状況が続くなかで、モビリティやIoTなど製造業のデジタル化推進需要を捉えて、新製品の開発や新規商談の開拓に取り組みました。また、情報システムのライフサイクル全般を支援するサービスインテグレーション事業においては、インフラ構築事業で半導体の供給不足に起因する商談の停滞が顕在化した一方、システム開発事業では、企業のデジタル変革(DX)需要を捉えた商談の活性化が継続いたしました。また、テレワークが定着するなかデジタルプロモーションの強化を図り、新規商談の開拓および既存顧客深耕に取り組みました。

これらの結果、当連結会計期間の業績については、受注残高は通年改善傾向で推移したものの、前期の特需案件剥落による反動減などの影響により、売上高は452億2千万円、前期比27億8千2百万円(5.8%)の減となりました。利益面については、減収に伴う利益の減少に加え、不採算案件発生の影響により、営業利益は42億6百万円、前期比8億4千1百万円(16.7%)の減、経常利益は42億8千2百万円、前期比8億7千6百万円

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

(17.0%)の減となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益については、投資有価証券売却益[※]を特別利益に計上したものの、不採算案件における特別損失[※]の計上や前期の特別利益剥落による反動減により、30億3千9百万円、前期比9億9千7百万円(24.7%)の減となりました。

※当社および子会社保有の投資有価証券を売却し、その売却益5億6千3百万円を特別利益に計上しております。

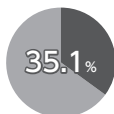
※一部のシステム開発案件における納期遅延に伴い、2022年4月から2022年9月までの顧客先既存システム維持費用等を当社が負担することで合意したため、当該費用4億1千4百万円を損失補償引当金繰入額として計上しております。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

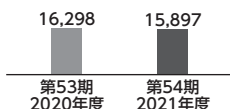
デジタルインダストリー事業

売上高 **15,897**百万円

売上高構成比



売上高 (単位: 百万円)

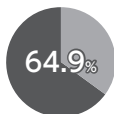


デジタルインダストリー事業におきましては、中部地区のモビリティ関連事業や既存システム開発事業に加え、スマートファクトリー事業も前期並みとなりました。また、西日本地区および製品開発支援サービス事業は減収となったものの、事業環境の回復により第2四半期会計期間を底に下半期改善傾向で推移いたしました。結果、売上高は158億9千7百万円、前期比4億円(2.5%)の減となりました。また、減収および一部のシステム開発案件で発生した不採算案件の影響により、営業利益は31億5千3百万円、前期比2億1千8百万円(6.5%)の減となりました。

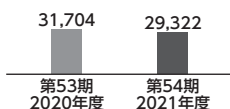
サービスインテグレーション事業

売上高 **29,322**百万円

売上高構成比



売上高 (単位: 百万円)



サービスインテグレーション事業におきましては、DXやクラウド化推進等のICT投資が活性化し、日本マイクロソフト社との連携ビジネスやマイグレーションサービスを含む、システム開発事業全般が伸長しました。一方で、セキュリティサービス事業は下半期好調に推移したものの、上半期の前期特需剥落の影響により減収となりました。加えて、半導体供給不足によるインフラ構築事業の停滞や、グループ子会社における前期の特需案件剥落の反動減により、売上高は293億2千2百万円、前期比23億8千1百万円(7.5%)の減となりました。また、減収および一部のシステム開発案件において発生した不採算案件の影響により、営業利益は45億4千6百万円、前期比5億3千6百万円(10.6%)の減となりました。

事業セグメント別売上高

期 別 事業別	第53期		第54期		前連結会計年度比	
	(2020年度)		(2021年度)		増減額(百万円)	増減率(%)
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)		
デジタル インダストリー事業	16,298	34.0	15,897	35.1	△400	△2.5
サービスインテ グレーション事業	31,704	66.0	29,322	64.9	△2,381	△7.5
合 計	48,003	100.0	45,220	100.0	△2,782	△5.8

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における主な設備投資は、翌連結会計年度に完成予定のさがみ野システムラボラトリ空調更新に伴う建設仮勘定606百万円です。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき事項はございません。

(4) 対処すべき課題

日本経済は、新型コロナウイルス感染症への対策を講じながら経済活動を継続するなか、政府による各種政策や海外経済の改善もあって持ち直しの動きが見られたものの、変異株による感染症再拡大や、半導体の供給不足や原材料価格の高騰など先行き不透明な状況が続きました。

情報サービス産業においては、企業の喫緊の課題として浮き彫りになったクラウドサービスの活用や、テレワーク環境の整備・強化、生産性向上や変革に向けた戦略的ICT投資、ウィズコロナの時代に対応した労働環境の整備や業務のデジタル化への対応など、企業の課題解決と成長支援に対応したサービスの創出と、これらの需要に対応するICT技術者採用・育成の重要性がさらに増しています。

このような状況のもと、当社グループは市場の変化を常に把握しつつ、主要顧客の設備投資動向や社会のニーズを敏感に察知しながら、事業の効率化、規模の拡大に取り組んでまいりました。しかしながら、管理組織の設置やプロジェクトマネジメント教育などの対策を講じていたにもかかわらず、当連結会計期間において業績に影響を及ぼす不採算が複数発生いたしました。今後は不採算対策を収益基盤強化のための重要課題と捉え、抜本的な見直しを図るとともに、以下の経営課題に対処してまいります。

- ① ICT技術やICTサービスの提供とサステナブルな社会実現への貢献
 - ・低炭素社会の実現
 - ・労働力不足の補完や解消
 - ・サイバーリスク高度化への対応
 - ・「2025年の崖」対応
 - ・業界や顧客の固有課題の解決
 - ・DX実現のサービス開発と提供
- ② プライム市場移行に伴う経営の高度化・効率化
 - ・ガバナンス強化
 - ・事業ポートフォリオの最適化
 - ・社員数純増転換とDX人材の育成
 - ・ダイバーシティや働き方改革の推進
 - ・継続的な品質向上と生産性向上
 - ・不採算プロジェクト撲滅施策推進による収益の安定化
 - ・社内DXの推進
 - ・グループ経営及びグループシナジーの強化

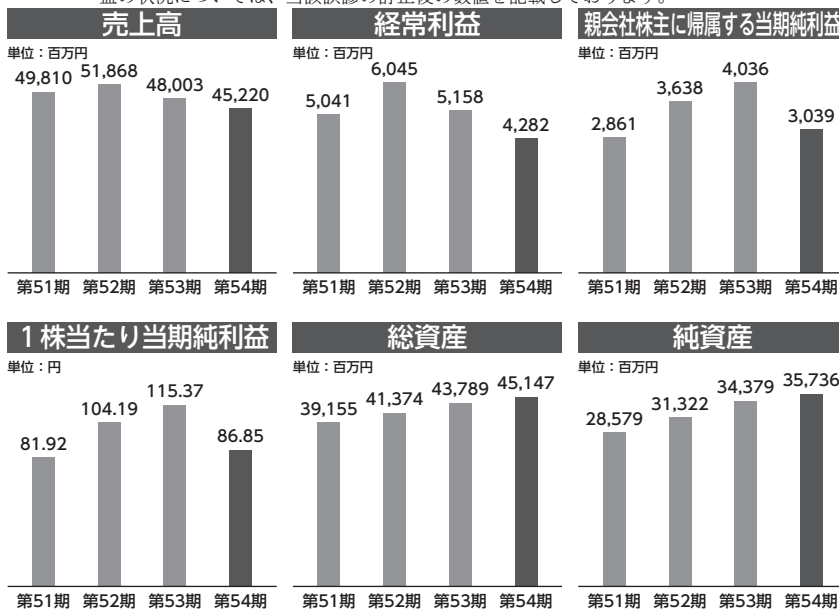
当社は、これら経営課題に着実に対処し、当社グループの持続的成長・発展を通じて、サステナブルな未来創りに取り組んでまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第51期 2018年度	第52期 2019年度	第53期 2020年度	第54期 2021年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	49,810	51,868	48,003	45,220
経 常 利 益 (百万円)	5,041	6,045	5,158	4,282
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	2,861	3,638	4,036	3,039
1株当たり 当期純利益 (円)	81.92	104.19	115.37	86.85
総 資 産 (百万円)	39,155	41,374	43,789	45,147
純 資 産 (百万円)	28,579	31,322	34,379	35,736

(注) 1. 当社は、2018年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。第51期(2018年度)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 過年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、第51期(2018年度)の財産および損益の状況については、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。



(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	当社の出資比率 %	主要な事業内容
フォーサイトシステム株式会社	250	100.0	システム開発、構築、保守 ならびに運用サービス

(注) 上記②に記載した重要な子会社1社を含め、当連結会計年度の連結子会社は9社であります。

- ③ 企業結合の成果
当連結会計年度におきましては、特記すべき事項はございません。

(7) 主要な事業内容 (2022年1月31日現在)

区分	事業内容
デジタルインダストリー事業	製造業のお客様を対象に、業務の効率化や品質の向上、魅力ある製品づくりを支援するICTサービスを提供
サービスインテグレーション事業	企業・組織の業務改革・改善に必要な、ICTサービスをトータルで提供

(8) **主要な事業所** (2022年1月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本店：神奈川県座間市東原五丁目1番11号
本社事務所：東京都渋谷区恵比寿南一丁目5番5号
イノベーションセンター：品川(東京都港区)
システムラボラトリ：さがみ野(座間市)・宮崎(川崎市)・大分(杵築市)
事業所：名古屋・名古屋第二・大阪・福岡・富山・豊田・都城

② 主要な子会社の本社事務所

フォーサイトシステム(株)(福岡市)

(9) **従業員の状況** (2022年1月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数	前連結会計年度末比増減
デジタルインダストリー事業	755名	減5名
サービスインテグレーション事業	1,305名	増6名
全社(共通)	124名	増9名
合計	2,184名	増10名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,483名	増18名	41.8歳	16.1年

(注) 従業員数は就業人員(当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。)であり、有期契約社員を除いております。

(10) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

2022年2月1日付にて、連結子会社であるフォーサイトシステム株式会社と、同じく連結子会社である沖縄フォーサイト株式会社は、フォーサイトシステム株式会社を存続会社として吸収合併を実施いたしました。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年1月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 37,600,000株
 (3) 株主数 7,073名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ミ ツ イ ワ 株 式 会 社	4,447,200株	12.70%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3,536,200株	10.10%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,340,000株	9.54%
富 士 通 株 式 会 社	1,860,000株	5.31%
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/ JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	1,745,000株	4.98%
シ ー イ ー シ ー 従 業 員 持 株 会	1,247,400株	3.56%
岩 崎 宏 達	1,126,400株	3.21%
日 本 フ ォ ー サ イ ト 電 子 株 式 会 社	930,960株	2.66%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口9)	416,900株	1.19%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	404,000株	1.15%

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,606,760株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

(2022年1月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	岩 崎 宏 達	フォーサイトシステム(株)代表取締役会長
代表取締役社長	大 石 仁 史	
常 務 取 締 役	立 石 博	常務執行役員 デジタルインダストリー事業担当 (株)シーイーシーカスタムサービス代表取締役社長
常 務 取 締 役	河 野 十 四 郎	常務執行役員 サービスインテグレーション事業担当 大分シーイーシー(株)代表取締役社長 希意禧（上海）信息系统有限公司董事長兼總經理
取 締 役	玉 野 正 人	執行役員 デジタルインダストリー事業担当
取 締 役	藤 原 学	執行役員 事業推進本部担当 管理本部担当
取 締 役	姫 野 貴	執行役員 サービスインテグレーション事業担当 (株)コムスタッフ代表取締役社長
取 締 役	中 山 真	
取 締 役	大 塚 政 彦	
常勤監査役	小 田 恭 裕	
監 査 役	仲 谷 栄 一 郎	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同 事業パートナー
監 査 役	谷 口 勝 則	公認会計士谷口勝則事務所所長 (株)ハピネット社外監査役

- (注) 1. 取締役中山真、大塚政彦の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役仲谷栄一郎、谷口勝則の両氏は、社外監査役であります。
 3. 常勤監査役小田恭裕氏は、財務諸表作成業務に携わった職務経験を有しており、監査役谷口勝則氏は公認会計士の有資格者であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は中山真、大塚政彦、仲谷栄一郎および谷口勝則の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度中の取締役および監査役の異動

- ① 就任
該当事項はありません。
- ② 退任
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度中の取締役の地位等の異動
該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款の規定に基づき、各社外取締役および各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を負担の限度額とするというものであります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することとなる会社役員としての業務行為に起因して損害賠償請求がされた場合の損害につき、5億円を限度として填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社および当社の一部子会社の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人であり、すべての被保険者について、その保険料の全額を当社および当社の子会社が負担しております。また、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、犯罪行為や法令違反を認識しながら行った行為に起因する損害等を対象外としています。

(5) 取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その内容は以下の通りです。

各取締役の報酬の構成は、基本報酬（固定報酬）、株式報酬型ストック・オプションであり、業績連動報酬は採用していません。株式報酬型ストック・オプションについては、取締役の個人別の基本報酬額（月額）をその基準とし、基本報酬額及び株主総会で決議された限度額の範囲内において、決定しております。なお、基本報酬（固定報酬）は在任中に定期的に支払い、また、株式報酬型ストック・オプションは役員退職慰労金制度に代わる制度として採用しており、在任中にストック・オプションとして新株予約権を割り当て、退任後に当該新株予約権を行使することとしております。

株式報酬型ストック・オプションの公正価値は、ブラック・ショールズ・モデルにより算定いたします。

各取締役個人の基本報酬額および株式報酬型ストック・オプションの付

与数については、取締役会にて一任された代表取締役会長および代表取締役社長が、当社の業績および担当事業における成果等を総合的に勘案し、協議により決定いたします。

また、決定方針の決定方法は、取締役会の決議によります。

②取締役の個人別報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役会長の岩崎宏達と代表取締役社長の大石仁史が取締役の個人別の報酬額の具体的な内容を決定しております。

その権限の内容は、取締役会で決定した決定方針に基づき、株主総会で承認済みの枠内において、個人別の報酬額を決定するというものです。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰し、各取締役の担当事業の評価を行う役割を代表取締役会長および代表取締役社長が担っており、これらの者が取締役の個人別の報酬額を決定することに適していると判断したためです。

当該事業年度における取締役の個人別報酬等の額は、株主総会にて承認済みの枠内にて、決定方針に基づいて、全体の業績を俯瞰し、評価できる代表取締役2名における協議を経て決定されていることから取締役会においても決定方針に沿うものであると判断しております。

③取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	非金銭報酬
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (2名)	385,756千円 (7,200千円)	356,700千円 (7,200千円)	29,056千円 (-)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	22,373千円 (6,000千円)	21,000千円 (6,000千円)	1,373千円 (-)
合 計 (うち社外役員)	12名 (4名)	408,130千円 (13,200千円)	377,700千円 (13,200千円)	30,430千円 (-)

- (注) 1. 非金銭報酬等の内容は当社の新株予約権（ストック・オプション）であり、割当ての際の条件等は「(5) ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」のとおりであります。
2. 取締役の報酬限度額は、2021年4月21日開催の第53回定時株主総会において年額700,000千円以内（このうち、株式報酬型ストック・オプションを年額70,000千円以内とする。）と決議をいただいております。（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）なお、株式報酬型ストック・オプションについては社外取締役を対象としておりません。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は2名。）です。
3. 監査役の報酬限度額は、2021年4月21日開催の第53回定時株主総会において年額50,000千円以内（このうち、株式報酬型ストック・オプションを年額5,000千円以内とする。）と決議をいただいております。なお、株式報酬型ストック・オプションについては社外監査役を対象としておりません。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は2名。）です。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等の関係
 監査役仲谷栄一郎氏は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業のパートナーを兼務しております。なお、当社と当該法律事務所との間には、重要な取引その他の関係はありません。
 監査役谷口勝則氏は、公認会計士谷口勝則事務所所長および(株)ハピネットの監査役を兼務しております。なお、当社と当該会計事務所および当該法人との間には、重要な取引その他の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区 分	氏 名	主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	中 山 眞	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回に出席しております。幅広い経営的視点から、取締役会においても適宜発言を行っており、業務執行に対する監督的役割を果たしております。また、中期経営計画策定のための検討会にも参画し、適宜意見を述べております。
取 締 役	大 塚 政 彦	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回に出席しております。幅広い経営的視点から、取締役会においても適宜発言を行っており、業務執行に対する監督的役割を果たしております。また、中期経営計画策定のための検討会にも参画し、適宜意見を述べております。
監 査 役	仲 谷 栄 一 郎	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回に出席し、また、監査役会13回のうち13回に出席し、主に弁護士としての経験によって培われた幅広い視点から適宜発言を行っております。
監 査 役	谷 口 勝 則	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回に出席し、また、監査役会13回のうち13回に出席し、主に公認会計士としての経験によって培われた幅広い視点から適宜発言を行っております。

連結貸借対照表

(2022年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	34,060,367	流動負債	8,310,802
現金及び預金	22,430,915	買掛金	2,538,726
受取手形及び売掛金	9,943,170	短期借入金	350,000
商 品	175,365	1年内返済予定の長期借入金	13,600
仕 掛 品	567,946	未払法人税等	992,300
未 収 入 金	55,208	賞与引当金	523,301
そ の 他	893,784	受注損失引当金	391,877
貸倒引当金	△6,025	損失補償引当金	411,484
固定資産	11,087,384	資産除去債務	1,255
有形固定資産	6,567,488	そ の 他	3,088,256
建物及び構築物	3,112,508	固定負債	1,100,210
土 地	2,004,644	長期借入金	27,400
建設仮勘定	606,540	長期未払金	487,095
そ の 他	843,795	繰延税金負債	172
無形固定資産	244,274	役員退職慰労引当金	16,256
ソフトウェア	204,533	退職給付に係る負債	98,282
そ の 他	39,741	資産除去債務	471,003
投資その他の資産	4,275,621	負債合計	9,411,012
投資有価証券	1,666,875	(純資産の部)	
繰延税金資産	582,487	株主資本	35,095,361
退職給付に係る資産	744,379	資本金	6,586,000
そ の 他	1,296,663	資本剰余金	6,733,706
貸倒引当金	△14,784	利益剰余金	23,439,194
資産合計	45,147,751	自己株式	△1,663,539
		その他の包括利益累計額	439,616
		その他有価証券評価差額金	237,918
		為替換算調整勘定	524
		退職給付に係る調整累計額	201,174
		新株予約権	201,761
		純資産合計	35,736,739
		負債・純資産合計	45,147,751

連結損益計算書

(2021年2月1日から
2022年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		45,220,567
売 上 原 価		34,375,622
売 上 総 利 益		10,844,944
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,638,087
営 業 利 益		4,206,856
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	59,040	
雑 収 益	26,014	85,055
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,944	
為 替 差 損	5,559	
雑 損 失	791	9,296
経 常 利 益		4,282,615
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	563,453	
固 定 資 産 売 却 益	6	563,460
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3,797	
減 損 損 失	18,640	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	1,269	
退 職 給 付 制 度 終 了 損	34,699	
損 失 補 償 引 当 金 繰 入 額	414,643	473,050
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		4,373,024
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,544,494	
法 人 税 等 調 整 額	△210,725	1,333,769
当 期 純 利 益		3,039,255
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		3,039,255

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

貸借対照表

(2022年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	25,293,511	流動負債	6,123,411
現金及び預金	16,422,248	買掛金	1,409,332
受取手形	733,928	短期借入金	350,000
売掛金	6,731,757	未払金	470,853
商品	175,365	未払費用	273,873
仕掛品	493,843	未払法人税等	798,098
前払費用	682,634	未払消費税等	570,970
関係会社短期貸付金	40,000	前受金	1,065,929
未収入金	36,364	預り金	29,370
その他	17,369	賞与引当金	350,406
貸倒引当金	△40,000	受注損失引当金	391,837
固定資産	11,487,234	損失補償引当金	411,484
有形固定資産	6,040,465	資産除去債務	1,255
建物	2,864,722	固定負債	925,329
構築物	25,502	長期未払金	460,725
工具器具及び備品	768,106	関係会社事業損失引当金	44,103
土地	1,775,593	資産除去債務	420,500
建設仮勘定	606,540	負債合計	7,048,741
無形固定資産	266,084	(純資産の部)	
ソフトウェア	232,022	株主資本	29,289,400
その他	34,061	資本金	6,586,000
投資その他の資産	5,180,685	資本剰余金	6,415,030
投資有価証券	1,661,875	資本準備金	6,415,030
関係会社株式	1,717,200	利益剰余金	17,951,910
関係会社出資金	12,636	利益準備金	300,783
関係会社長期貸付金	137,800	その他利益剰余金	17,651,127
長期前払費用	122,258	別途積立金	5,310,000
保証金・敷金	979,570	繰越利益剰余金	12,341,127
繰延税金資産	467,807	自己株式	△1,663,539
前払年金費用	170,035	評価・換算差額等	240,843
その他	49,800	その他有価証券評価差額金	240,843
貸倒引当金	△138,299	新株予約権	201,761
資産合計	36,780,746	純資産合計	29,732,005
		負債・純資産合計	36,780,746

損益計算書

(2021年2月1日から
2022年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		34,429,054
売 上 原 価		25,879,224
売 上 総 利 益		8,549,830
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,580,769
営 業 利 益		2,969,061
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	466,614	
雑 収 益	15,557	482,172
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,986	
為 替 差 損	810	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	38,600	
雑 損 失	588	41,985
経 常 利 益		3,409,248
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	562,057	562,057
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3,481	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	1,103	
損 失 補 償 引 当 金 繰 入 額	414,643	419,228
税 引 前 当 期 純 利 益		3,552,077
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,208,933	
法 人 税 等 調 整 額	△239,914	969,018
当 期 純 利 益		2,583,058

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年3月15日

株式会社 シーイーシー
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岩 尾 健太郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 善 場 秀 明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シーイーシーの2021年2月1日から2022年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シーイーシー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年3月11日開催の取締役会において、自己株式取得に係る事項を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年3月15日

株式会社 シーイーシー
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩 尾 健太郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 善 場 秀 明

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シーイーシーの2021年2月1日から2022年1月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年3月11日開催の取締役会において、自己株式取得に係る事項を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年2月1日から2022年1月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年3月16日

株式会社シーイーシー 監査役会

常勤監査役 小 田 恭 裕[Ⓞ]

社外監査役 仲 谷 栄一郎[Ⓞ]

社外監査役 谷 口 勝 則[Ⓞ]

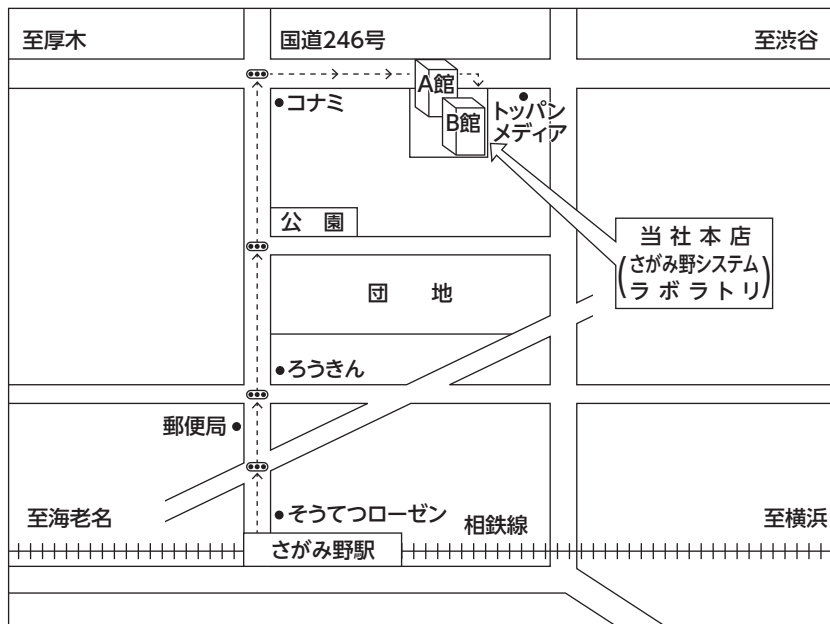
以 上

株主総会会場ご案内図

神奈川県座間市東原五丁目1番11号

当社本店（さがみ野システムラボラトリ）A館6階会議室

TEL (046) 252-4111



会場まで 相鉄線・さがみ野駅より徒歩15分

- ※ お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ※ 本年は、株主総会ご出席の株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。